

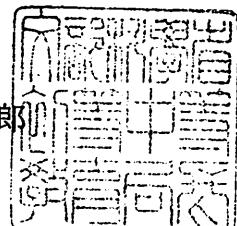
写

26文科初第522号
平成26年7月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎



(印影印刷)

学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校図書館法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が平成26年6月27日法律第93号をもって公布されました。

この法律改正は、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとすること等とするものです。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、今後、これらの改正法の趣旨に添って、学校司書の配置の促進に努めるとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校・域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知方お願いします。

記

1. 改正法の趣旨

学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であり、同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められている。これらの活動の充実のためには、学校図書館が利活用できるよう、整備を進めることが重要である。

改正法は、この重要性に鑑み、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭等と連携しながら、そ

の機能向上の役割を担う専ら学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くように努めること等について定めるものである。

また、改正法の採決に当たっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、附帯決議が付されたところである。

2. 改正法の概要

(1) 学校司書に関すること(第6条関係)

- ① 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこととした。（第1項関係）
- ② 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第2項関係）

(2) 施行期日等(附則関係)

- ① 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第2項関係）
- ② この法律は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

3. 留意事項

- (1) 学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成24年度より、地方交付税措置が講じられているところ。については、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。
- (2) 学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層發揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること。
- (3) 司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。
- (4) 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

(添付資料)

- 別添 1 学校図書館法の一部を改正する法律要綱
- 別添 2 学校図書館法の一部を改正する法律
- 別添 3 学校図書館法の一部を改正する法律新旧対照表
- 別添 4 学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月
11日衆議院文部科学委員会）
- 別添 5 学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月
19日参議院文教科学委員会）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課企画係
電話：03-5253-4111（内線3054）

学校図書館法の一部を改正する法律要綱

第一 学校司書（第六条関係）

一 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこと。

二 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

第二 施行期日等（附則関係）

一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

二 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下「この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校図書館法の一部を改正する法律 新旧対照表

○学校図書館法（昭和二十八年法律第二百八十五号）

(傍線部分は改正部分)

(学校司書)	改 正 後	改 正 前
(新設)		
<p>第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。</p>	<p>2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(設置者の任務)</p>		
<p>第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p>	<p>第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p>	<p>第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るために各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p>
<p>(国の任務)</p>		
<p>第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p>	<p>一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。</p>	<p>一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。</p>

- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるもの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

平成26年6月11日衆議院文部科学委員会

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、学校司書の重要性に鑑み、必要な学校司書の配置を進めることとし、その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意すること。
- 二 政府は、学校司書の配置の促進のために現在講じられている措置の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を周知するよう努めること。
- 三 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めること。
- 四 政府は、学校司書の職の在り方や、配置の促進や資質の向上のために必要な措置等について、地方公共団体が自主的に推進している取組に十分配慮しつゝ、検討を行うこと。
- 五 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、十一学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 六 平成九年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議等を踏まえ、司書教諭及び学校司書の職務の在り方について、その実態を踏まえ引き続き検討を行っていく。

平成26年6月19日参議院文教科学委員会

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十九日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。

二、政府は、地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。

三、政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。

四、政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校司書の教育的役割を十分に考慮した位置付け、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。

五、政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、十一学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。

六、政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の整減等の校務分掌上の工夫など司書教諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。

七、政府は、司書教諭及び学校司書について、平成九年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。